

送金状況確認書

被扶養者と別居をしている場合、送金状況について各項目を漏れなく記入し、確認資料と併せてご提出ください。

1 組合員及び別居している被扶養者の情報（2024年12月31日現在）

組合員番号			組合員氏名			
被扶養者	氏 名		生年月日	年	月	日生
	居 住 地 (住 所)					
続 柄						

2 別居期間 ※引き続き別居の方は、終了日は未記入。

別居期間	(開始)	年	月	～	(終了)	年	月
------	------	---	---	---	------	---	---

3 2024年中の口座間送金 口座間送金以外の方法で生活費を負担している方は、4へ進んでください。

月 分	送金日	送金額	月 分	送金日	送金額
1月分	年 月 日	円	7月分	年 月 日	円
2月分	年 月 日	円	8月分	年 月 日	円
3月分	年 月 日	円	9月分	年 月 日	円
4月分	年 月 日	円	10月分	年 月 日	円
5月分	年 月 日	円	11月分	年 月 日	円
6月分	年 月 日	円	12月分	年 月 日	円
特記事項があればご記入ください。					1～12月の送金額合計 円

● **送金の証跡（①送金者 ②送金先 ③送金日 ④送金額）**が確認できる資料をご提出ください。

通帳(写) 利用明細票(写) 通帳レス等の場合はスクリーンショットを印刷したもの 等

※ 通帳（写）を提出する場合、送金者が組合員であること及び送金先が被扶養者であることを確認できるよう、通帳の表紙と金額面をコピーしてください。また、送金以外の部分はマスキングしてください。

- ・2024年中に同居・別居を開始した場合、裏面「居住状況を確認できる資料」を参照し、資料をご提出ください。

4 口座間送金以外の方法で負担している（渡している）生活費

次の6つのうち該当する項目に☑チェックを入れてください。併せて、年間の負担額を合計して記載し、その事実が分かる資料をご提出ください（当共済組合に到着後、内容を確認したうえで、別途必要な資料等をご案内します）。

- ☐ 手渡しをしている
- ☐ 学費を負担している
- ☐ 組合員の給与口座の通帳（又はカード）を被扶養者に渡し、被扶養者が適宜出金している
- ☐ 送金しているが、振込人が組合員、受取人が被扶養者であることが確認できない
- ☐ 家賃や水道光熱費を負担している（組合員から直接引き落とししている等）
- ☐ その他（

年間負担額 円程度

5 その他

次のうち該当する項目がある方は☑チェックし、必要事項を記入の上ご提出ください。

- ☐ 生活費は渡していない、負担をしていない。
※認定取消手続きが必要です。同封の【取消用】被扶養者等申告書をご確認ください。
- ☐ 確認資料を提出できない方は、具体的な理由をご記入ください。

「別居している被扶養者への送金条件」は裏面へ→

● 確認資料見本

確認項目は、以下4点です。それらが分かる箇所をコピーし、ご提出ください。

①送金者 ②送金先 ③送金日 ④送金額

普通預金（兼お借入明細）				
③ 年月日	取扱店	② 預かり金額	④ 支払金額	現残高(貸付高)
2024-09-1	12345	共済 花子	送金 100,000	* 600,000
2024-10-1	56789	共済 花子	送金 100,000	* 1,000,000
2024-10-1	12345	共済 花子	送金 100,000	* 900,000



ご利用明細票		
③ お取扱日 24-07-20	店 番 12345	お取引内容 カード電信振替
記 号 12345	番 号 1234567	
取扱番号 A000	④ お取引金額 *100,000	
	残高 *1,000,000	
振替先 54321 (〇〇〇 1234567)	7654321	
受取人氏名 ② キョウサイ ハナコ		
依頼人氏名 ① キョウサイ タロウ		

● 居住状況を確認できる資料

下表を参照して、該当の確認資料をご提出ください。

2024年中の 居住状況	資格確認時 (現 在)	確認資料の名称
同居	同居	・住民票(写)*1
同居	別居	・組合員と被扶養者の住民票 (写)*1 または住民票の除票(写)*2
別居（全期間）	同居	・送金状況確認書_様式2（原本）
別居（一部期間） ※ 1月～6月まで別居 等	同居	・住民票 (写)*1 または住民票の除票(写)*2 ・送金状況確認書_様式2（原本）
別居	別居	・送金状況確認書_様式2（原本）

- * 1 世帯全員分をご用意ください。
- * 2 他の市区町村へ転出等により、住民登録が削除された住民票を「住民票の除票」といいます。

● 別居している被扶養者への送金条件

別居をしても条件を満たせば被扶養者と認められるのは、配偶者(内縁関係を除く)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に限ります。それ以外の被扶養者と別居した場合は、認定取消の手続きが必要となります。

条 件		注 意 事 項
① 送金方法	口座間送金*1	組合員の口座から被扶養者名義の口座あてに限ります*2。
② 送金額	被扶養者の 収入額より多い額	被扶養者が無収入の場合は、被扶養者が生活（生計維持）できる送金額
③ 送金頻度	毎月	一括、賞与時のみ、年間数回等は認められません。

- * 1 1つの口座でのやり取り（組合員が通帳を持ちお金を預け入れ、被扶養者がキャッシュカードでそのお金を下す等）の方法は原則認められません。
- * 2 別居している複数名の被扶養者がいる場合、その被扶養者（家族）が同居しているのであれば、まとめた金額をいずれかの口座に送金することは差し支えありません。